



問い合わせ先 女性子ども課  
(☎43-7216)

### 相談窓口・時間

女性の相談員が対応  
市役所女性子ども課  
☎43-7216

相談日 月～金曜日9時～16時  
※祝日、年末年始を除く。

女性の相談員が対応

広島県東部子ども家庭センター  
☎084-951-2372

相談日 月～金曜日10時15分～17時  
※祝日、年末年始を除く。

DV相談+ (プラス)  
(内閣府相談窓口)

▷24時間対応電話

☎0120-279-889

▷24時間受け付けメール相談

<http://form.soudanplus.jp/mail>

# がまんしないで!

「あなたのコール」待ってます

～ 女性に対する暴力は、女性の人権を著しく  
侵害するもので決して許されません ～

令和3年3月公表の内閣府の調査では、配偶者からの暴力の被害経験があるのは女性の約4人に1人という調査結果も出ていて、誰でも被害者になり得ます。

- ・身体的暴力…殴る、蹴るなど
- ・精神的暴力…大声で怒鳴る、無視するなど
- ・経済的暴力…生活費を渡さないなど
- ・性的暴力など

このような暴力を受けても、約4割の女性がどこにも相談していないという結果も公表されていて、「相談するほどのことではない」「自分にも悪いところがある」「自分さえ我慢すればいい」という理由が多くを占めています。

一人で悩まず、私たちに相談してください。

11月12日～18日は全国一斉

## 女性の人権ホットライン強化週間

夫・パートナーからの暴力や、ストーカーなどの事案は、依然として数多く発生しています。

広島法務局および広島県人権擁護委員連合会では、これらの女性をめぐるさまざまな人権問題を解決するため、専用電話相談「女性の人権ホットライン」を常時開設しています。

今年度も全国一斉強化週間として、電話回線を増設するとともに、次のとおり時間を延長して相談を受け付けます。

女性の人権ホットライン  
☎0570-070-810

強化週間中の相談時間

▷11月12日(金)、15日(月)～18日(木) 8時30分～19時

▷11月13(土)・14日(日)10時～17時

※通常の相談時間は8時30分～17時15分。土曜・日曜、祝日は除く。

相談料 無料

問い合わせ先 広島法務局人権擁護部  
(☎082-228-5792)